

近畿市長会・近畿府県町村会長会との意見交換

議事録概要

■日時：平成24年9月17日（月）13：30～15：30

■場所：リーガロイヤルNCB 2階 淀の間

■出席者〔近畿市長会〕中田会長（大阪府交野市長）、樽本副会長（兵庫県加古川市長）、河井理事（京都府木津川市長）、神谷理事（大阪府泉大津市長）、東川理事（奈良県御所市長）、山中理事（兵庫県芦屋市長）、小南監事（大阪府池田市長）、獅山滋賀県彦根市長

〔近畿府県町村会長会〕村西滋賀県町村会長（愛荘町長）、藤澤滋賀県町村会副会長（日野町長）、松本大阪府町村長会副会長（千早赤阪村長）、和田大阪府町村長会副会長（忠岡町長）、戸田兵庫県町村会長（多可町）、庵道兵庫県町村会副会長（佐用町長）、小城奈良県町村会長（斑鳩町長）、小出和歌山県町村会副会長（上富田町長）、寺本和歌山県町村会副会長（紀美野町長）

〔関西広域連合〕井戸連合長、嘉田国出先機関対策委員長

■議題 関西広域連合における国出先機関対策について

■議事録概要

（井戸連合長）

ようやく6月に政府の法案が判明し、その法案の概要をベースにした意見交換会は各府県では行われていますが、近畿市長会・近畿府県町村会長会では初めてということで、このような機会を持たせていただきました。

残念ながら通常国会会期中には、政府側の意思統一はできたのですが、民主党内の手続き等が進まず、法案の政府決定、国会提出には至りませんでした。いろいろな事情があったのかもしれませんが、民主党政権にとりましては、地域主権改革の第一目一番地と言われてきた課題であるだけに、次の国会では法案が提出され、少なくとも出先機関の第一弾の事務移譲については是非実現していただきたい。政府内の組織の仕事の配分の問題ですらできないということになれば、地方分権ということに対して、政府あるいは民主党政権としてどういうふうを考えておられたのかという疑問が生じてざるを得ません。

関西広域連合は、関西全体として共に取り組まなければならない課題があるにもかかわらず、関西全体として取り組むべき組織がないということを前提に、自ら主体的につくりあげた特別地方公共団体です。これが第一義でございます。

もう一つの意義は、国出先機関の問題で、民主党政権が提案された国出先機関の原則廃止の方針に基づき、我々自身が受け皿機能をつくり地方分権の一翼を担っていかうとするものです。この意義については進展していますが、特に市町村の皆様から事務移譲がされると国の責任がなくなってしまうのではないかとこの観点からご指摘等を受けております。しかし事務移譲を受けようとしているのは、当面は出先機関が担っている事務と権限だけです。箇所付けの権限や防災など全国としての調整権は大臣権限として留保されるので、大臣としての責任は残ります。

本日は、法案をベースにしながら課題等について共通理解を深めさせていただき、必要な場合には、政府に対して、連合は連合、市町村は市町村、あるいはもし良ければ共通に申し出をするというようなこともあっていいのではないかと考えております。どうぞ忌憚のない意見交換が行われ、建設的な方向で動きうるようにご期待申し上げます。

（嘉田委員長）

今、日本は大きな転化点にあり、地方分権待ったなしの状態です。少子化、人口減少社会に入り

つつある一方で、経済的には今までのような右肩上がりを期待できない。また、阪神淡路大震災、東日本大震災以降、災害大国である日本で自然災害が牙をむいています。今までのように、ある意味で全て国におんぶに抱っこというわけにはいかなくなってきています。ここが地方分権、地域主権の「なぜ」という問題意識であろうと思います。この地方分権というところは、市町村長様も共通の問題意識を持っておられると思っております。そういう中で、今まで国がやってきた仕事を府県で、あるいは府県の仕事を市町村へという大きな流れをここ10年以上、国や自治体で動かしてきましたが、その流れの一環として府県で担いきれないものを国から受ける受け皿としての関西広域連合であります。広域連合は法律できちんと決められた広域の自治体である行政組織であり、知事、政令市長からなる委員会と、各自治体から選ばれた議会、まさに地方自治二元代表制の仕組みをつくらせていただいております。

本日は、市町村の皆様が疑問や懸念をもっておられる、基礎自治体との関係、災害時等の緊急対策、公共事業の予算の箇所付けなどについて、資料に基づき説明させていただきます。

(資料説明)

この法案は、政府が平成22年の閣議決定に基づいて、地方の意見等を踏まえながら、約2年間議論を重ねて作成されたものでございます。様々なご意見があると思っておりますけれども、地域主権・地方分権における歴史上、大変画期的なものであり、この法案の形まで漕ぎ着けたことの成果は共有をさせていただきたいと思っております。地域主権・地方分権の流れを止めることなく、まさに今、崖っぷちにあります国の体制をつくっていくためにも、同じ地方公共団体であります市町村と府県が結束をして、是非、法案の早期国会提出・成立を目指していきたいと考えておりますので、ご理解をいただけたらと思っております。

(中田交野市長)

出先機関の移管については、全国各市長から様々な不安の声が出ており、拙速なことにならないようにということで意見書を全会一致で採択し政府に申し入れた次第です。また前回3月の意見交換会でも、様々な疑念の点等が出ていました。今、嘉田知事からいろいろご説明いただきましたが、ストンと来たということでは決してございません。

私自身は、出先機関の丸ごと移管という以前に、関西広域連合が今後どのような方向を目指していくのかということが、まだはっきりしていないような感じがします。経済や観光、高度医療などの問題について、関西を一つの圏域と考えて、より効果的効率的に実施していくことは何ら異論ありません。しかし、住民生活に密着したインフラ整備等の問題になりますと少し話が変わってきます。我々が常に求めていますのは、きちんとした財源の裏付けとともに、権限を与えていただくことが分権であり、将来像が見えないまま、今ある機能だけを移管して誰がどう責任をとるのかという思いを持っています。連合議会や市町村の声を聴く仕組みを強調されていくことになると思いますが、これはあくまで本省で設定された枠の範囲内のこと。本来は財源を集めたところが責任を持って社会資本の整備を行い、不足であれば新たな財源を求める、こうした仕組みがあつてこそ、地域の自主性、主体性によってまちづくりが進められるものであると思っております。

つまり道州制を目指すといったはっきりした目標があつて、その間の財源移管も含めたロードマップも示していただくことが必要ではないかと思っています。今の状況を見ていると3階建てが単に4階建てになるだけと思っている市町村は多いと思っております。やはり市民の生活・暮らし・命を守るのは基礎自治体である市町村であり、そこを中心に考えてもらわなければ本当の意味での分権改革にはならないと思っております。広域連合の中にもそうした視点をきっちり取り入れていただきたいと思っています。

(井戸連合長)

広域連合は、一自治体を越える事務について協働して取り組もうという仕組みで、それ以上でもそれ以下でもありません。ですから、道州制に転化するものでもありません。

社会資本整備に対する財源と責任については、本来、国、県、市町村の事務をきちっと整理をして、分権を図ることが筋だと思っております。これは過去60年、国との間で要請をしてきました

が、結果として実現をする糸口さえも作れなかったのが実態でありました。今回、国の出先機関の原則廃止の方向を民主党政権が出した訳ですから、これを手がかりにして分権を図っていくということで、連合を受け皿機能として位置づけていくということでもあります。

4階建てについては、もともと広域防災、広域観光等の広域行政は、各府県が取り扱っていなかった課題であり、この点については4階建てになっていないと思います。国出先機関の仕事を受ける部分については、これこそ今自体が4階であり、その4階の機能をより我々身近な地方公共団体が主体的に処理できるという意味で望ましい展開になるのではないかと考えています。

(神谷泉大津市長)

我々は、地方分権と言われている中で、関西広域連合にある種期待をしております。そうした中、最近では、普通、府を通じて国に行くところ、両方一刻でも早くということで、直接国に行く機会が多くなっています。我々は一般行政職の人員費を3割カットするなど、もうこれ以上できないくらい行政改革をやっています。広域連合も国出先機関改革をやらないよりやった方がいいと思いますが、将来、道州制は全然考えていない、移管で終わりでいいのでしょうか。市町村にすれば、3階建ての中で人員費のカットとか行財政改革され、それが貴重な財源として使われるという期待をしています。我々は理想的な4階建てを望んでいるのではなく、将来的には府県の壁を取ってもらって、本当の広域連合のあるべき姿を望むのですが、道州制等のことを言わず、この形のままであれば、あまり今の危機的日本人を救う姿としてはいささか我々の思いと違うという印象を受けました。

(井戸連合長)

将来の地方自治制度のあり方については、我々自身もさらに国の仕事を地方に降ろしてもらえれば、我々自身の財源になり責任を持って対応できる仕掛けをつくるべきだという思いはあります。ただ、現時点で現行制度の中で、しかも今の3層制の枠組みを変えずに、しかし一歩でも国の権限の移譲を受けていくという道筋として広域連合が国の出先機関の仕事を受けるということで、その一歩前進策を現実的に取り組んでいます。残念ながら今回は箇所付け権は我々の手に入りませんが、毎年度の事業計画を定める際に我々の希望を述べる機会が制度的に担保されることは非常に大きなことだと評価したいと思います。今は、補助事業についてはヒアリングをしてもらい、我々の要望を国へ提出させていただいておりますが、直轄事業については、直轄負担金の請求書が回ってくるだけでほとんど事前の調整がありません。そういう意味では具体的我々の地元の要望を聞いてもらえるという道が制度化されることは、かなりの進歩につながっていると思います。

道州制を目指すのか、或いはさらにそのような中での基礎的自治体の権能をどのように考えていくのかは出先機関の移譲の問題とは別のもっと基本的な自治組織のあり方論であり、これは皆さんと十分議論しながら追求していく必要があると思っています。

(神谷泉大津市長)

連合長がおっしゃることは理解できるのですが、私どもは人口77,000余りの小さな町です。この8年間一生懸命がんばってきて全国トップレベルの行政改革をしたと自負しています。それでも現行制度の中で非常に厳しく、やはり限界を感じています。

その中で関西広域連合に期待するのは、例えば、大阪府がそのままあるのであれば、全く行政改革になっていない。段々と府の存在価値が薄れてきている。広域連合が国出先機関の移管を受けた時に、そのまま4階建てでいいのかという議論がどういうふうになされているのか、これ非常に私は大事だと思います。我々の意見を聴くことを制度化するのはいいことですが、その裏返しも若干心配はあります。やはり私は関西広域連合が国出先の仕事もらうことによって、どの程度行政改革ができていくか、この2階建て、3階建て部分をどうスリム化してこれからの行政改革につなげていくか、これも議論の対象になって然るべきだと思います。その辺のお考えをお聞かせください。

(井戸連合長)

関西広域連合で国出先機関の執行事務と執行責任を引き受けた際、その執行の効率化ということ

は当然考えなければいけないと思っています。

(獅山彦根市長)

これだけ重要な問題について、本日わずか1時間半で意見交換をやったというようなアリバイ作りに使われては困るということをはっきり申し上げておきたい。

それと、私どもは非常に重視しているのは執行部の体制です。連合長が最終的に決定権を持っておられ、他の知事や政令市の市長は意見を述べるだけのような感じを受けますが、これではあまりにも独裁的ではないかと感じております。

それから、大飯原発の再稼働の問題では、関西広域連合の意見が新聞発表で何回もなされ、しかも反対だ反対だと仰ったが、いよいよ政府の見解が明確になってきた途端にころっと見解が変わりました。こういう意見の発表を盛んにされること自体、我々市町村にとっては、あたかも関西広域連合が関西の意見を全てお決めになって、また政府に対して決定権があるかのような印象を与えています。しかも意見をお変えになった途端にこれは政府が決めることだというようなことを仰るわけで、その辺の責任についてはどうお考えになるか。

それと、つい最近、連合で中国を訪問されたが、要人には全然会えなかったということです。こんなことが我々の地方自治体であつたら大変な責任問題になりますが、これについて関西広域連合として、どういうふうに責任を感じておられるのか、またどんなふうに責任をお取りになるのか、この辺についても、今後の関西広域連合のあり方に非常に重要な問題であると思うので、是非ともお考えいただきたい。

それと、今回の資料を読みますと、奈良県を外すことについて合理的な理由があつたら構わないようなことを仰ってます。私は連合長に今日はっきりと言っていたいただきたいのですが、合理的な理由があろうとなかろうと奈良県は外しません、また一生懸命説得して入っていただきますということをおっしゃるべきではないでしょうか。

それと、政令市が4つも連合にお入りになりました。我々滋賀県から言えば、あたかも大府県、大政令市連合ではないかと思っています。その辺についても、連合長としての御意見を伺っておきたいと思ひます。

(井戸連合長)

アリバイ作りでやっているというつもりは全くありません。理解を深めるためにやらせていただいているということでありますので、その点を十分に御理解いただきたいと思ひます。

執行体制は、連合委員会で議論させていただき合議制の下に進めております。改正前の自治法では、理事会制のような合議機関が執行機関として認められていなかったもので、私どもは規約で委員会をつくり、その委員会の意見に基づき連合長が行動するんだと明記することによって、一種の合議制を取らせていただいています。それは、分野別に各省大臣のように分担を決め、その分担を請け負った委員が執行の責任を取りながら、最終的には委員会、そして連合長という責任を取っていく体制です。これは全部の責任を一つのところで取りますと、ますます中央集権的組織になってしまいますので、分権組織のあり方、運用のあり方を確保しようとしたという面もあります。また組織の肥大化を避けようとしたという意味もあります。つまりは既存の各県の各部局の組織を連合の組織として活用させていただこうとしたものです。

また、意見表明でごろりとひっくり返ったなどの印象を受けられたとすれば、我々の表明の仕方がまずかったのかもしれませんが、大飯原発に関しては、大飯原発の問題点、再稼働の問題点を我々自身が常に指摘をし、その指摘に対して政府が真摯に応えられ、大臣自ら二度も足を運んで説明をされた。その説明の内容を十分に確認した上で、最終的に我々が責任を持つ立場ではないので、政府が適切な判断をしていただきたい、暫定的・一時的な再稼働を前提の上で、最終的には政府の責任で再稼働をしていただきたいということを申し上げております。ただその場合、最大の我々の条件として、新しい原子力委員会、原子力規制庁が発足した場合には、再稼働の基準を直ちに作っていただいて、大飯の原発についても、その新しい基準で再審査してほしいということを入れており、そのことがまだ行われていない実態でもありますので、改めて9月7日の節電の状況の中で申し入

れを行ったということです。それは電力不足自体が、各県ごとの課題というよりは関西全体の課題であったからこそ、連合として意見を申し上げたということです。

また、中国訪問は、昨年に続いて二回目で、東日本大震災の後の観光客の落ち込みに対し、我々が出かけて働きかけることにより、相当な回復を見てきた部分は事実です。それに更に推進を図ろうという意味で出かけたわけですが、北京と浙江省の杭州と上海で、観光プロモーションを関係業者にきちっと行っていくということも主たるねらいであり、この点については大成功を収め、多くの方々に理解を深めることが出来たと思っております。なお、北京では要人には会えませんでした。上海や浙江省では幹部にお会いできました。

奈良県については、私は、奈良県が入らなくて良いなんて言ったことは一度もありません。奈良県には入っていただかなくてはなりませんし、どうしてもという場合に奈良が入らないから広域連合への事務移譲が出来ないということになっては困りますけれども、奈良に入っていたら、行動を共にしていただくことが第一義であることは言うまでもありません。そのような意味では皆様方にも是非御協力お願いを申し上げます。

それから政令市は都道府県の事務を実施しています。そういう立場で政令市に入っていたということであり、何も大きな市だから入っていただいたという意味ではありません。その政令市が入っていただいたことに伴いまして、結果として都道府県の事務に関連する広域行政主体としての関西広域連合が、奈良が入っていただくことが前提ではありますが、完結した広域行政団体になったと言えるのではないかと思います。

(獅山彦根市長)

奈良については、連合長の御意見というよりも、本日の資料に、合理的な理由があれば奈良県を外しても関西広域連合が実施出来るようなことが書いてあることを指摘しているの、そこをはっきりさせていただきたいと思います。

(井戸連合長)

資料は法律の内容をそのまま書かせていただいたということで、我々は法律の内容どおりに対応しようとしているという意味ではありません。近畿地方整備局は福井県を管轄しておりますが、福井の取り扱いをどうしますかというようなことを鑑みたときに、やはり入ってもらっても良いし、除いても良いというようなことが考えられます。そういう法律の制度になっていることをそのまま書かせていただいています。奈良を除きたいという意味ではありません。

(小城斑鳩町長)

前回3月の意見交換会に内閣府の当時の福田政務官がお見えになられ、私は奈良県が入らなくても内閣法制局長官がこれで法律は良いということを確認してほしいと申し上げたが、まだ一向にそのことについての見解がない。一番大事なのはやっぱり内閣法制局長官が、組織体としてこれで良いかどうかということ。我々町村会としても色々な方々から御意見を聞きますが、荒井知事が入らないと言っているの、我々としてもどうしようもない。連合長が出来ただけ入っていただくよう努力はされるということは分かっていますが、3月にもお尋ねした見解はどのようなのでしょうか。

(井戸連合長)

荒井知事に、広域連合が出先機関の移譲の問題だけではなくて、広域防災や広域観光・文化行政、広域産業政策など、広域でないといけない事務処理を的確に行っているということを見ていただくことも非常に重要な働き掛けであると思っており、そのことにより評価も変えていただける余地が十分あると思います。ですから時間がある程度かけながら、私自身は奈良の参加を期待しているところですし、これからもその期待を貫くがための努力を続けさせていただこうと考えています。現に去年の9月に大災害に際しまして早速に荒井知事から私の所に応援を求められまして、関西広域連合として、また関西広域連合は九州と防災協定を結んでおりますので九州にもお願いし、人員の派遣を早速させていただいたということです。こういう現実的な広域行政の執行のあり方も

見ていただくことによって、評価をしていただきたいと願っているところです。

(小城斑鳩町長)

昨年9月3日は奈良県や和歌山県等で大水害が起りましたが、地域の連携というのは非常に大事です。それとあわせて整備局もやはり大きな問題です。東北の震災で東北地方整備局が努力してきたことが評価され、東北や九州で整備局は絶対に残してくれという運動が展開されています。私が十津川の関係で非常にびっくりしたのは、橋が流されて住民が行き来できなくなりましたが、5日にヘリコプターが来て、一月余りで仮橋が復旧しました。やはりこうした対応は、平生から地域との絆がなければ出来ない。広域連合と奈良県の関係というのは我々も辛いが、連合長には努力してもらって、奈良が一日も早く入っていただくような気持ちを持っていただきたいと思います。

(井戸連合長)

地方整備局をなくすのではなくて、預かると言っているだけです。地方整備局が鍛錬をしたり連携をしたりするような機能が失われるわけでは全くありません。

それともう一度決意を述べさせていただきますが、荒井知事に是非ご理解していただき、特に全部参加でなくても、例えば防災、観光など部分参加もできますので、是非参加していただけるよう私自身努力をさせていただきます。

(小出上富田町長)

今年2月に和歌山県の町村会は、もう少し議論することがいいのではないかという意見書を出させていただいています。そういう意味で関西広域連合でこういう場を作っていたいただいたのは良いのですが、ただ問題は平成24年度に国会に法案を提出し、平成26年に移譲を受けるという前提で議論されているということです。

例えば、紀伊半島大水害についてはこの2年間ですぐ解決できる問題でもなく、特に、和歌山県南部におきましては、南海トラフ大地震で全ての沿岸の町が津波より低い位置にあり、高速道路の早期建設が望まれています。そういう個々の問題が、方向性として示されていないという問題が出てくると思います。本日は関西広域連合の説明会なり議論の場ですが、できたら地方整備局なり、経済産業局、地方環境事務所の方から出向いていただいて、具体的な説明がない限り、いつまでたっても、関西広域連合と議論したというだけで終わるような気がしており、各市町村長は納得いくものではないと思っています。地方に移管することは時の流れであっても、やはり手続き的に少し早すぎるのではないかという感じを持っています。

(井戸連合長)

おっしゃっておられる趣旨は十分に理解しているつもりです。具体的には、移譲を受ける受けないという以前に、例えば高速道路整備計画をどう早く作って、どう実現を図っていくのかということをもっと早くきちんと明確にしろというお話だと思います。このこと自体は、国土交通省に責任を負っていただかなくてはならない課題ではありますが、そのときに今の近畿地方整備局でもやっていただけたと思いますが、もし整備局の権限を我々がいただくことになれば、もっと小出町長さんの主張を本省の方に伝えていくなど、もっともっと一緒にやれると思います。

(小出上富田町長)

和歌山県は決して地方整備局だけの問題ではありません。中部や、南海トラフの問題では四国との関係も出てくると思いますので、関西広域連合で固執して物事を考えないほうがよい。また、災害の前段はやはり気象庁が大きな発信源になることから、3つの機関だけ受けていいものか、他の機関との連携はどういうふうになるかということについて少し疑問を持っています。

(井戸連合長)

関西広域連合で関西全体の防災計画を作りました。この防災計画の中では課題ごとに、市町村、

都道府県、関西広域連合、国の機関の主体も並べ、役割分担を明示しており、現在、その実施要綱を作成中です。このような各機関の調整は各府県ではなかなか難しく、関西広域連合のような各府県を越えた機関があるからそういう調整をできるのではないかと、それで、南海トラフ対策なんかも一緒にやらせていただこうと考えています。

(村西愛荘町長)

全国町村会は道州制に対して非常に危機感を持っております。これは、関西広域連合のスタートが一つの契機になって特例法案ができた。早々と国は、民主党政権はこれを契機に道州制への道を歩めるといふふうに読んだと思いますが、それだけに小さな町村、今でも950からありますが非常に危機感を感じています。これが決して道州制へのスタートラインではないということを十分に認識いただきたいと思っております。

関西広域連合の議会の権能についてですが、3機関が移管されますと、3つの事務所で併せて約1兆円の予算がそのまま広域連合の予算になるのでしょうか。そして民意の反映がどのように議会ですられるのでしょうか。今、近畿地方整備局は議会を持っていませんし、大臣は国会で議論されたものが予算に反映されていくわけですから、整備局では民意が十分反映されているとは言えません。広域連合が議会を持って、地域のことを地域の住民の意見を反映しながら審議をしていく、これは大きな議会の権能だと思いますが、具体的にそれがどうなっていくのか。箇所付けでない部分も相当あると思うので、その辺の議会の権能がどうなっていくのかお聞かせいただきたい。

それと、3月の時にも申し上げましたが、資料では農政局については今後移管への手続きを進めるといふ表現はありますが、農政局は農地法などいろいろな権限の持っており、私ども地方はもっと移譲してほしいと思っている。この農政局の移管の見通し等についてお聞きをしたいと思います。

(井戸連合長)

広域連合は道州制に転化するものではありません。道州制は都道府県を潰す話ですので、私自身は大反対しておりますが、これはまた別の議論。ただ、私自身は道州制よりは広域連合が連合としての機能を発揮することを住民の皆さんに見ていただければ、「道州制要らないじゃないか」ということになるのではないかと期待しております。また、そういうような機能を見ていただければ、将来的には課税権を持たせるとかというようなことも十分制度改正としてあり得ると思っております。

民意の反映をどう議会で行っていくかという問題は非常に重要です。議会もできるだけ公平な議員定数の割り振りをやろうということで、既に検討を始められておられます。ただ、法定受託事務でありますので、審議の内容については国が決められることを超えることはできませんが、機関委任事務時代でさえ、議会でも十分に事業の内容について審議がしていただけたことから、同様以上にご審議の対象にしていただくことによって、民意の反映をもう一步確保することになると思っております。ここが従前より機能しないということになれば、また「広域連合は何だ」と問われてしまう。そのような意味で、議会とも十分相談しながら、対応させていただきます。

それから、農政局については、地方整備局と両方を第一段階で頂こうとすると、とても今のような時勢からすると難しいので、地方整備局から始めたということであり、次の段階は当然農政局が焦点になります。農政局の権限が広域連合に移管されると、都道府県の権限と上手に調整しながら、さらに総合的な農業施策の展開ができるのではないかと期待させていただいています。

(村西愛荘町長)

予算規模は約1兆円あるのですが、今度広域連合議会の審議対象もそれくらいの規模になってくるのでしょうか。

(井戸連合長)

予算規模は今の段階では近畿地方整備局が9千億円くらいあり、丸ごと移管したらそれをそのまま事業執行することになります。議会もそれに対応できるような規模が必要ということで、現在の

28人（※開催日当時、現29人）ですが、少なくともその倍近い定数を目処にご検討されるのではないかと想像しています。

（獅山彦根市長）

広域連合と市町村の協議の場は、意見は聞き置くということで、それがいかに反映されるかというような担保は全くありません。そういう意味で、私どもが非常に不満を持ちますのは、広域連合に市町村が入れないのか。府県だけならば分からなくもないのですが、政令市まで入れたら、権限の内容は違うけれども同じ市であることは間違いないので、その点のお考えをお聞かせください。

（井戸連合長）

政令市は、都道府県の仕事を代行する権限を持っています。都道府県の連合という意味で、政令市はその政令市が担っている都道府県の役割として入っていただいたということです。

協議の場は、法律では「国と地方の協議の場」ができ、地方の同意を取る一つの機関として、例えば、税と社会保障の一体改革に関する地方配分の調整の場として十分に機能したと思いますが、広域連合も同様に、毎年度の事業計画を策定する場合、単なる説明ではなく、同意を行うような場になると考えております。

（獅山彦根市長）

協議の場にどの程度の権限が与えられるのかということについては、まだ決まってないのですね。簡単に言えば、協議の場で、市町村にある程度拒否権が与えられるのかなどですが、ただ単に意見を聴くということになるのではないのですか。

（井戸連合長）

協議の場ですから、拒否権が与えられるとか、形式的な権限をぶつけ合う場ではなくて、実質的な合意をお互いに得る場として活用していくことになると思います。

（東川御所市長）

先程から整備局の移譲が非常にクローズアップされていますが、今後、例えば農政局と非常に関連した事務というのが必ず出てくると思います。従いまして、そのエリア内の内政的な事務に関しては一括で移譲されることが理想だと思います。1番2番という順番をつけることによって色んな弊害が出てくるのではないかと疑問を持っています。

連合長が関西広域連合と道州制あるいは地方分権のスタイルの議論とは別だと言われても、私どもは意識をしてしまいます。今後、日本の自治体のスタイルがどういう方向にいくのか、その上でどうするのかという議論が本来はあるべきだと思います。今は整備局等の移譲だけの話になっていますが、関西広域連合の今の時点での権限移譲についての完了形はどのような形が理想なのか、その工程表はどうなっているのかしっかりと示していただくべきだと思います。このスタイルは、本当に地域主権・地方分権のスタイルに行くのかなという不安を正直持っています。

昨年の近畿大水害のときに更谷村長（奈良県十津川村）がよくおっしゃるのは、単なるB/Cだけではなく、それが表れないところで命の道というお言葉をよく発信されます。今まででしたら地方整備局が国というレベルで見ていただくことによって全体のバランスを保っていたという感覚を持っていますが、関西のエリアの中で各府県選出の議員数も違うところでそういうことが本当に担保できるのか非常に不安を持っています。特に奈良県の南部についてはそういう意識が強いです。奈良県の市長会でも、関西広域連合に賛成している市長も、反対している市長もいます。そういう点でどんどん情報は発信していただきたいと思います。

それと、連合長の指揮命令系統について若干不安があります。紀伊半島水害のときは和歌山県と奈良県が大きな水害を受けましたが、例えば、そのときに和歌山県知事が連合長をされていたとしたら、本当に奈良県、和歌山県を公平に指揮できるのか。特に災害の部分に不安を持っています。

それと、例えば、瀬戸内海のことなら兵庫、徳島、香川、岡山といったところが色々話をすれば

よく、奈良県や滋賀県などはあまり関係ない。それなら連合という形よりも連携という形で、一つ一つの事務をそれぞれにあった形でやっていくということが素直に良いと思います。

(井戸連合長)

広域連合の国出先機関の事務移譲の完成形は、各省の出先機関を全部いただくということです。当面、大臣権限までいただくことにはなりません、出先機関の権能を全部いただくだけでも、現実の機能としては大変大きなものとなります。もしそれだけの大きな自治体になったとしますと、例えば財源についても、交付金みたいな形で全ていただくといった新しい形態を検討する余地が出てくるのではないかと思います。また、議会の在り方や、連合長自身も直接選挙で選ばよという議論も出てくる可能性があります。我々は成長する広域連合だと言っておりますので、全部の事務をもらうということが概ね視野に入ってきたときには、どんな組織形態や、やり方がいいのかということは次の議論として当然検討課題にのってくると考えています。

連合長の指揮命令については、もし兵庫が大変大きな災害を受けたとき、連合全体としての機能を果たしますが、もし兵庫県知事として全うせざるを得ないのであれば、その権能を別の委員にお願いするということが十分考えられる。そういう機動力を発揮できるという組織になっています。

それから、連携と連合については、関西広域連合が連合として1つの組織体として機能する場合、どうしても瀬戸内海でありますと他の地方公共団体との関係が出てきます。その場合、広域連合として連携していくということになるかと思えます。広域連合で対応しなければならない部分は組織体としての連合が対応しますが、さらに広域にわたるようなものについては連携をさせていただくという形で機能を発揮していくことになると思えます。

(寺本紀美野町長)

丸ごと移管では、国家公務員が地方公務員になるといった身分に関することや、移管に伴う財政面のこと、仕事の内容や権限など、色々な問題があると思えます。まだまだ国と詰めていかなければいけないことが山ほどある中で、関西広域連合はどの方向へ進むのか疑問を感じています。そうした丸ごと移管ということに対して、身分や仕事の内容も含めて、どんなお考えがあるのかを聞きたいと思えます。

(井戸連合長)

丸ごと移管は文字通り、お金、権限、人、身分、機能も全部広域連合の組織になっていただくということです。平たく言うと、国土交通省近畿地方整備局の看板を関西広域連合近畿整備局に変えるようなイメージです。つまり、今は大臣が地方整備局へ直接指揮命令をされていますが、移管後は、広域連合を通じて従来と同じ権能を発揮するということになります。ただし、広域連合がその事務を所管することにより、議会の審議の対象にもなり、民意の反映ができ、また府県の事務との整合性や市町村との連携もとりやすくなる。そういう機能を期待しています。

国家公務員も全て地方公務員になっていただきます。ただ、法律案では、各事務に連合長を補佐する責任者を置くということを決めています。整備局長は最初のうちは、国との人事交流等で専門的な指揮命令ができる方に来ていただくことになるかもしれません。そのような運用を通じながら、地方行政に馴染んでいくということを少し時間をかけてやっていかざるを得ないと考えています。

今一番心配しているのが、お金の問題です。1兆円近い予算をよこしてくれるかどうか。法律に細かく書いて欲しいと言ったんですが、「必要な財政上の措置を講ずる」としか書いておりません。従前規模を保証するというを書き添えて欲しいとは言っております。権限だけよこされてお金が来なければ、現実にやれないこととなりますので、ここは是非きちんと確保していく必要があります。

あと、課題として、特例法案には出先機関の移譲事務に関する法律が全部明記されていますが、どの事務を具体的に移譲するかは政令で書くことになっています。法律成立後、広域連合に渡す事務と本省に残す事務と仕分けをする作業が必要になります。各省はできるだけ渡すのであれば小さい規模にしたいと思われまので、最低でも地方整備局の看板をかけている事務所が残ってしまうことがないように、国の出先機関を廃止するぐらいの事務、つまりほとんど丸ごと移管することを

強く要請していきたい。併存するということが一番問題なのではないかと考えています。

(嘉田委員長)

皆さんのお考えをお伺いして大変もったもなことがばかりだと思います。特に住民の命と財産と福祉を守るのは基礎自治体であり、府県としても広域連合としても近接補完の原理のもと、基礎自治体を支援させていただきたいというのが私どもの基本的な考え方です。災害の場合、地元を支えていただいてこそ命が守れるわけで、基礎自治体の皆様のお力をもっと発揮していただくために、私たちが黒子になる、そのための仕組みの提案ということです。

地方整備局長も約2年ごとで変わり、企画・計画部分がどうしても地域の実情にあわないこともありますので、そのあたりをしっかりと市町村との協議の場で意見を聴かせていただくということが基本的精神でございます。

関西は今まで府県は1つ1つと言われてきましたが、1つ1つの個性を活かしながら、東京一極集中に対して関西としての力を発揮するためにも、この広域連合としての相互補完の関係をより一層強めることが必要だと思います。そのためには、200の基礎自治体の皆さんと府県、そして広域連合が一体となって日本の国を引っ張っていけるような新しい制度改革ができたかと考えています。今日の御意見はまとめさせていただき、法案はほぼ形になっていますが、この後の政令がどうなるのか、かなりまだ幅がありますので、そのあたりも含めて政府与党にも声を上げていきたいと思っています。

また、昨日の新聞、川端総務大臣は臨時国会にこの法案を提出したいということをしかり発言されましたので、私どもも期待を込めたいと思っております。

(井戸連合長)

意見交換を通じてお互いの理解を深めることができたのではないかと考えております。意見交換の場をアライバイ作りに使うなというご指摘は十分に認識しておりますし、要はどう理解を深めながら分権に対する一步を踏み出すかということではないかと考えておりますので、そういう意味で御理解をお願いします。

奈良県の加入については、私も誠心誠意頑張らなければならないといけないと、今一度激励を受けたと承知をさせていただきました。時期をみて荒井知事にきちんと話しをしたいと思っております。